までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域（以下「用途地域が異なる地域等」という。）にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの地域等に対応する敷地の面積を記入してください。

「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

⑦～⑬　（略）

４．～７．　（略）

（都市公園法施行規則の一部改正）

第四条　都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（都市公園台帳） **第十条**　（略） ２　調書には、都市公園につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。 一～六　（略） 七　公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合並びに令第六条第一項第一号から第三号までに規定する建築物、同条第六項に規定する公募対象公園施設である建築物及び同条第七項に規定する滞在快適性等向上公園施設である建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 八～十　（略） ３・４　（略）	（都市公園台帳） **第十条**　（略） ２　調書には、都市公園につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。 一～六　（略） 七　公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合並びに令第六条第一項第一号から第三号までに規定する建築物及び同条第六項に規定する公募対象公園施設である建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合 八～十　（略） ３・４　（略）

（津波防災地域づくりに関する法律施行規則の一部改正）

第五条　津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成二十三年国土交通省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別記様式第三（第六条第一項関係）（日本産業規格Ａ４） 認定申請書 （略） （注意） １．・２．　（略） ３．第二面関係 ①～④　（略）	別記様式第三（第六条第一項関係）（日本産業規格Ａ４） 認定申請書 （略） （注意） １．・２．　（略） ３．第二面関係 ①～④　（略）